

新型コロナウイルス感染症対策に関する決議

新型コロナウイルス感染症については、今後、社会経済活動の活発化による接触機会の増加やこれまでの流行の傾向から、年内にも「第8波」の到来が予測され、同感染症と季節性インフルエンザの同時流行が懸念されるなど、予断を許さない状況が続いている。

こうした中、国は、感染拡大を防止しつつ、社会経済活動との両立を図るためにも、全国民を対象としたオミクロン株対応ワクチンの接種を促進している。

我々都市自治体としても、住民の生命と健康を守るため、引き続き、国や関係団体と連携して、重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患を有する者をはじめ、より多くの対象者に対して、迅速かつ円滑にワクチン接種が進むよう、全力で取り組む所存である。

については、国は、下記事項について特段の措置を講じられたい。

記

1. 新型コロナワクチン接種について

(1) オミクロン株対応ワクチン接種について

- 1) オミクロン株対応ワクチンについては、B A. 1株対応とB A. 4 / 5株対応の2種類が供給されているが、より多くの対象者に迅速かつ円滑な接種を進めるためには、B A. 1株対応ワクチンとB A. 4 / 5株対応ワクチンの効果は同等であり、できる限り早く接種することが重要であることの周知を一層徹底すること。
- 2) オミクロン株対応ワクチン接種に係る有効性や副反応等の知見やデータについて、国において、情報収集し、逐次、国民に対し、わかりやすく情報発信すること。

(2) 生後6か月から4歳の乳幼児への接種や5歳～11歳の小児への追加接種等の子どもへの接種が円滑に進むよう、保護者等に対してわかりやすく適切な情報発信を行うとともに、都市自治体や医療機関等に対して、必要な支援を行うこと。

(3) ワクチン接種を円滑かつ迅速に進めるため、引き続き、医療機関への支援を行うなど、協力を働きかけること。

また、医療従事者が不足している地域において、医療従事者を確保できるように、引き続き、広域的な支援策等を講じること。

さらに、接種体制の構築に要する経費については、都市自治体に負担が生じないように、引き続き、全額国費による財政措置を講じること。

- (4) ワクチン接種後の副反応により健康被害が生じた場合について、早期かつ適切に救済されるよう必要な措置を講じること。
- (5) ワクチンの未接種者が不当な取扱いを受けないよう、国として、周知・啓発等の必要な対策を講じること。
- (6) 有効期限が切れたワクチンについては、国民の安全を第一として、使用せずに廃棄すべきである旨を、国としても適切に情報発信すること。
- (7) 数次にわたる新型コロナワクチン接種において、ワクチンの種類や接種対象者等の取扱いが複雑化し、都市自治体や医療機関等の現場で混乱が生じている。接種間隔が3か月に短縮されたことも踏まえ、先々を見据えたワクチン接種の在り方に係る方針等を早期に示すこと。
また、今後も必要な量のワクチンを供給するとともに、供給スケジュールや接種対象者等、計画策定や体制整備に必要な情報を具体的かつ早期に明示すること。

2. 感染症対策の改善について

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策におけるこれまでの経験を踏まえ、感染症法等の必要な制度の見直しについては、自宅・宿泊療養者等への健康観察及び生活支援をはじめ、保健所・医療機関・市町村の役割分担や運用のスキーム等について、都市自治体や関係者等の意見を十分に聞き、国において明確な方針を策定すること。
また、地域の実情に応じた機動的な感染症対策を実施するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく権限を財源と併せて指定都市に移譲することについても、十分検討すること。
さらに、新たな感染症の発生に耐え得るよう、医療提供体制及び保健所体制を強化すること。
- (2) 新型コロナワクチン接種については、国の方針決定や都市自治体への情報提供が遅れたことに加え、国の方針が二転三転し、現場に様々な混乱が生じたことから、感染症対策に係る政策について、国は、感染症対策の司令塔として、的確な政策判断のもと、可能な限り事前に正確かつ具体的な情報を都市自治体に示すとともに、現場の事務負担を軽減するよう配慮すること。

以上決議する。

令和4年11月17日

全 国 市 長 会